

仕様書

大阪市危機管理室

総則

1 品名

令和7年度 編上靴(危機管理室)買入

2 数量

26足(内訳は下記のとおり)

足長(cm)	23.0	23.5	24.0	24.5	25.0	25.5	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	29.0
数量	1		2			1	3	4	6	4	3	2

3 納入期限

令和8年3月27日(金)

4 納入場所

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市役所5階 危機管理室

5 担当者

大阪市危機管理室 中西

電話:06-6208-9808

6 その他

- (1) 本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は応札前に担当者によく問い合わせだし、その内容を熟知のうえ応札すること。
- (2) 契約後における仕様書上の疑義については発注者の解釈によるものとする。
- (3) 当室が必要と認めた場合、受注者は試作品(完成品)を1個作成し、量産にかかる前に発注者の承認を得ること。
なお、承認を得た試作品は納入品に含むものとする。
- (4) 試作品完成時、手直しの必要があるときは、指定の日までに完成しなければならない。

仕様

1 製法

JIS T 8103のJISマーク等の表示が認められた製品とし、靴の製法は直接加硫圧着式製法及びインジエクション式製法により製造したものとする。

2 靴の形状

靴の形状は、履き口クッション入り外ファスナー・当革付き長編上靴とする。

(付図 1 参照)

3 種類及び記号

JIS T 8101・JIS T 8103に基づく種類・記号は、表 1 の通りとする。

表 1

種類	記号
一般静電安全靴	ED-P
環境区分 2	C2
クラス I(革製)	CI
普通作業用	S
かかと部の衝撃エネルギー吸収性	
表底の耐燃料油性	
クリート付きの表底	P3
耐踏抜き性	
表底の耐高熱接触性	
耐滑性	F2
靴底の高温熱伝導性	HII1

4 性能及び加水分解保証保存期間

4.1 性能

靴の性能は、表 2 の規格に適合すること。

表 2

項目	規格	試験方法
静電気帯電防止性能	$23 \pm 2^{\circ}\text{C}$: $1 \times 10^5 \Omega \leq R \leq 1 \times 10^8 \Omega$ 0^{+2}°C : $1 \times 10^5 \Omega \leq R \leq 1 \times 10^9 \Omega$	JIS T 8103 9.1による。 環境区分 2
耐圧迫性	先芯と中底との隙間がサイズ毎に別表-1を満足すること。	JIS T 8107の5.4 S種条件による。
耐衝撃性	先芯と中底との隙間がサイズ毎に別表-1を満足すること。	JIS T 8107の5.3 S種条件による。
甲被と表底の剥離抵抗	300N 以上	JIS T 8107の 5.1による。
かかと部の衝撃エネルギー吸収性	20 J 以上	JIS T 8107の 5.10による。
耐滑性	動摩擦係数 0.30以上(区分2)	JIS T 8107の 5.14による。
耐踏抜き性	1,100N 以上	JIS T 8107の 5.7.1による。
靴底の高温熱伝導性	靴内温度 22°C 上昇時間が20分以上、30分未満であること。(区分1)	JIS T 8107の 5.9.1による。

別表-1

靴のサイズ(cm)	最小隙間(mm)	靴のサイズ(cm)	最小隙間(mm)
23.0以下	12.5以上	26.0~27.0	14.0以上
23.5~24.5	13.0以上	27.5~28.5	14.5以上
25.0~25.5	13.5以上	29.0以上	15.0以上

4.2 耐加水分解保証保存期間

靴の耐加水分解保証保存期間は10年とする。

5 寸法

靴のサイズは、表 3 の通りとする。

表 3

足長(cm)	22.0	22.5	23.0	23.5	24.0	24.5	25.0	25.5	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	29.0	30.0
足囲(mm)	JIS S 5037 3Eに準拠														

6 使用材料

靴に使用する材料は付表の使用材料一覧表による。その他、次の各項を満足すること。

6.1 甲革

甲革はクロムなめし法により製造した牛革を使用し、表 4 の規格に適合するものとする。

表 4

試験項目	規格	試験方法
厚さ(mm)	1.50以上	JIS T 8107の6.1による。
銀面割れ力	高さ(mm) 6.0以上 (N) 150以上	JIS T 8107の6.4による。

6.2 先芯

JIS T 8101の5.3.2.2先芯の寸法及び、5.3.2.3先芯の性能に適合すること。

6.3 表底

- (1) JIS T 8107の7.2(厚さ及びクリートの高さの測定)によって測定したとき、クリートの高さは2.5mm以上、靴底の厚さは3.0mm以上(中間層含む)であること。
- (2) 表底(踵を含む接地面)は合成ゴム製とし、表 5 の規格に適合するものとする。

表 5

試験項目	規格	試験方法
引張特性 引張強さ(N/mm ²) 伸び(%)	14以上 300以上	JIS T 8107の7.4による。
引裂強さ(N/mm)	35以上	JIS T 8107の7.3による。
耐老化性 引張強さの変化率(%)	±20以内	JIS T 8107の7.6による。
耐燃料油性 体積変化率(%)	±12以内	JIS T 8107の7.7による。
耐高熱接触性	溶融せず、亀裂が生じないこと	JIS T 8107の7.8による。

7 検査

- (1) 静電気帯電防止性能試験は、JIS T 8103に規定する方法(環境区分2)により抜取検査で実施する。また、JIS T 8103:1983年版に規定する第2試験方法により全数検査を行う。
- (2) 検査は合理的な方法により行い、4~6 の規定に適合すること。

8 包装及び表示

8.1 包装

- (1) 靴は1足毎に個装箱に入れる。
- (2) 10足を段ボール箱1ケースに入れ梱包する。

8.2 表示

製品にはJIS T 8103の13.表示及び、14.取扱説明書に準じた表示を行うこと。

9 環境保全

本仕様書に規定される商品はJIS認証商品であり、ISO14001認証取得工場で製造されなければならない。

10 関連規格

次にあげる関連規格の適用にあたっては、最新版を用いる。

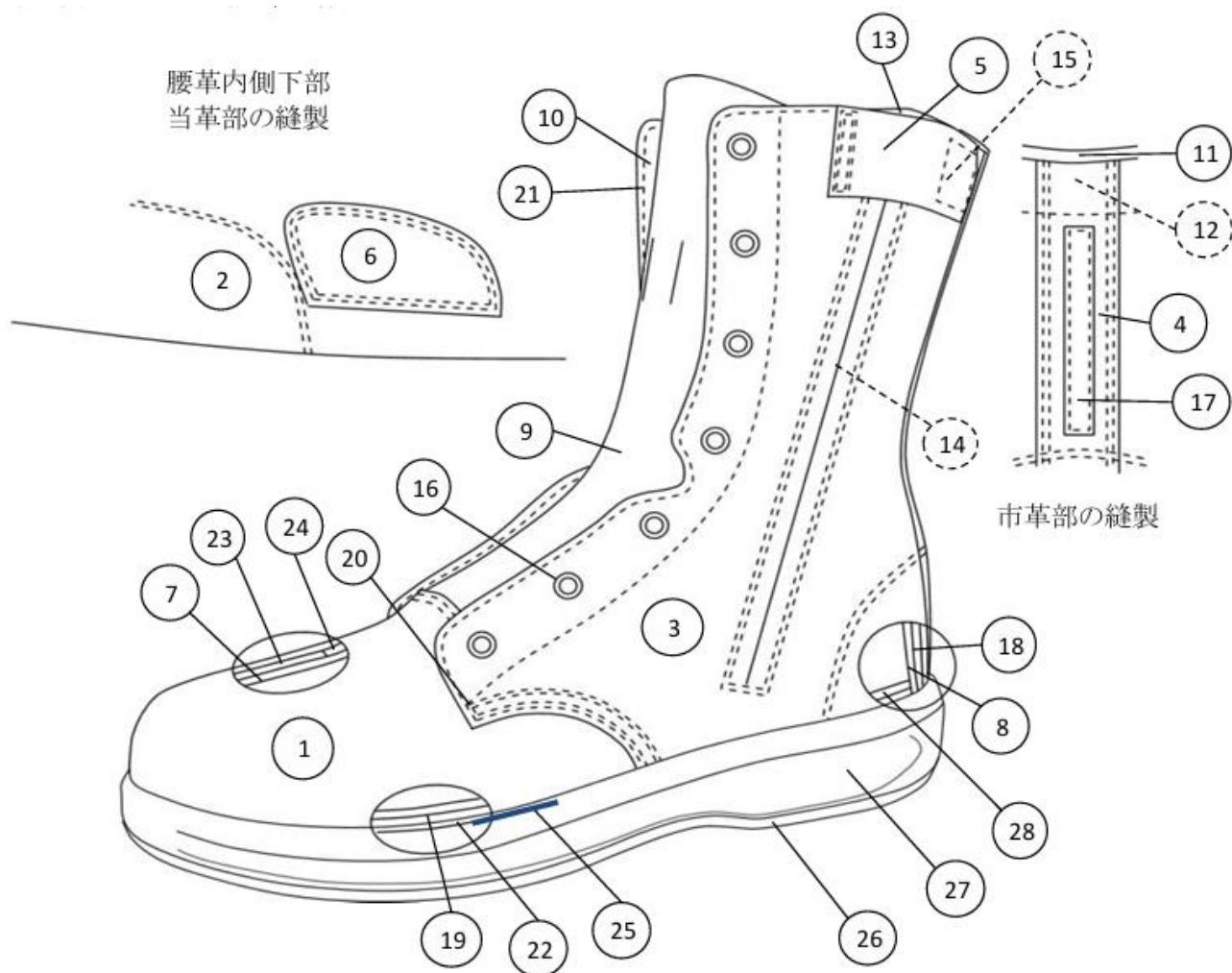
JIS S 5037	靴のサイズ
JIS T 8101	安全靴
JIS T 8103	静電気帯電防止靴
JIS T 8103-1983	静電気帯電防止用安全・作業靴
JIS T 8107	安全靴・作業靴の試験方法

付表 使用材料一覧表

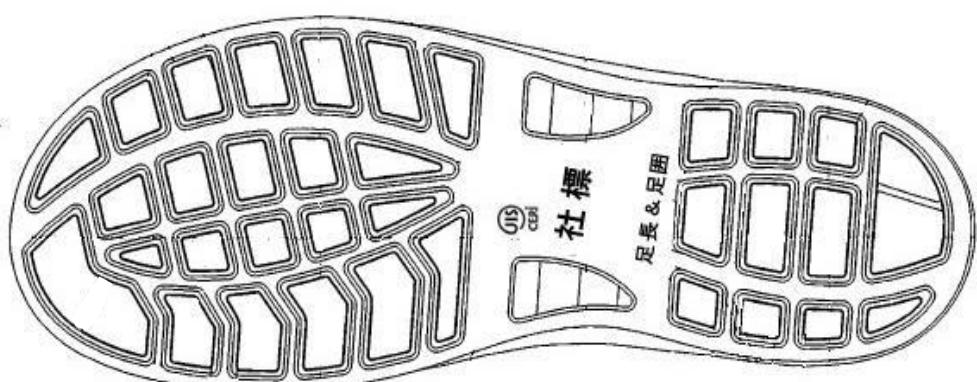
No.	部品名称	材 料	規 格
1	甲革(ツマ)	クロムなめし牛革	黒 表4による。
2	甲革(内腰)	クロムなめし牛革	黒 表4による。
3	甲革(外腰)	クロムなめし牛革	黒 表4による。
4	甲革(市革)	クロムなめし牛革	黒 表4による。
5	甲革(ファスナー止カバー)	クロムなめし牛革	黒 表4による。
6	甲革(当革)	クロムなめし牛革	黒 表4による。
7	先裏	不織布	
8	月型裏	合成皮革	
9	ベロ	エバースキン	
10	ハトメ裏	エバースキン	
11	クッションカバー	不織布	
12	クッション	スポンジ	
13	袋マチ	合成皮革	
14	ファスナー	コイルファスナー	
15	面ファスナー	面ファスナA・B	
16	ハトメ	真鍮製(黒天塗)	
17	反射材	反射布	
18	月型芯	合成材	
19	中底	合成纖維(導電纖維入)	
20	甲縫糸(上)	合成纖維	
21	甲縫糸(下)	合成纖維	
22	巻縫糸	合成纖維	
23	先芯	特種樹脂製	JIS T 8101 S種合格品
24	先芯下補強	不織布	
25	踏抜き防止板	ステンレスプレート	
26	表底(アウトソール)	合成ゴム製	黒・黒 表5による。
27	表底(ミッドソール)	高機能樹脂	黒 4.2による。
28	中敷	カップインソール 合成材 導電糸縫付 抗菌防臭	JISマーク、認証番号入
29	靴紐	合成纖維	
	その他	接着剤	

注)上記以外の材料でも、性能が同等以上であり発注者が承認した材料については、使用を認める。

付 図 1 絵 仕 様



付 図 2 底 意 匠



但し、図による各部の形状は多少の相違を認めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06-6208-7388）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。